

保育所の入所申し込み・現況届の受け付けが始まります！

問 健康福祉課 子ども家庭係 ☎0968・86・5724
住民課 健康福祉係 ☎0968・34・3111

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に保育所などの利用を希望する人は、入所申し込み・現況届が必要です（出産予定や育休からの復職による途中入所も含みます）。

とき 11月2日㊦～11月16日㊦（土、日、祝日除く） 午前8時30分～午後5時15分

ところ 健康福祉課、住民課
※10日㊦・11日㊦は、午後7時まで受付時間を延長します。

申込方法

【新規】提出書類

①施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書 ※児童1人につき1部必要

②同居者一覧

③保育の必要な理由がわかる書類（就労証明書、母子手帳写し、求職活動届など）

※申込書類は、健康福祉課、住民課、町内各保育所にあります。町ホームページからもダウンロードできます。

【継続】提出書類

①現況届兼施設利用申込書

※児童1人につき1部必要

②新規の②、③

※申込書類は、現在利用中の保育所などを通じて

お渡しします。

保育所などへの入所の要件

児童の保護者と同居の祖父母（65歳以上の人を除く）が次のいずれかの事情に該当し、家庭保育ができないと認められる場合

①会社勤務や自営業で仕事をしている。②妊娠中または出産後間がない（出産前2カ月、出産月、出産後3カ月の計6カ月）。③病気やケガをしている。精神・身体に障がいがある。④同居の親族（長期間入院などをしている親族を含む）を常時看護（介護）している。⑤震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっている。⑥求職活動をしている。⑦就学または職業訓練を受けている。⑧虐待やDVのおそれがある。⑨育児休業取得時に、すでに保育所などを利用している子どもがいて、継続利用が必要である。⑩その他、上記に類するものとして町が認める場合

その他

※申し込みが定員を超えたときは、希望どおり入所できない場合があります（先着順ではありません）。

※町外の保育所などへ入所を希望する人は、早めにお申し込みください。

和水町子育て世帯応援給付金を支給します

問 健康福祉課 子ども家庭係 ☎0968・86・5724
住民課 健康福祉係 ☎0968・34・3111

新型コロナウイルス感染症拡大の中で、経済的負担を抱えている子育て世帯に給付金を支給し、子どもたちの健やかな成長を支援します。

給付対象者（子ども）

満18歳に達する日以後の最初の3月31日までにあり、被扶養者であるとともに次のいずれかを満たす子ども。ただし、婚姻している子どもおよび被保険者の子どもは対象外（勤労学生は給付対象者に含まれます）。

- 1 和水町に居住し、住民基本台帳に記録されている子ども
- 2 施設入所または修学のために住所を移転しているが、和水町に居住し、住民基本台帳に記録されている保護者に扶養されている子ども

支給対象者（申請者）・申請期限
次のア、イの基準となる日時点で、子ども医療費助成事業の認定を受けている保護者（子ども医療費受給者証を持っている人）

	基準となる日	申請期限
ア	9月1日	11月30日㊦
イ	9月2日～12月31日 《子どもの誕生日・転入日》	令和3年 1月29日㊦

※上記イについて、記載する期間内に子どもの出生もしくは転入が発生した場合、その保護者が支給対象者（申請者）になります。

支給額 子ども1人につき25,000円

ひとり親世帯臨時特別給付金を支給します

問 健康福祉課 子ども家庭係 ☎0968・86・5724
住民課 健康福祉係 ☎0968・34・3111

児童扶養手当の受給資格のあるひとり親世帯などの人へ、国からの臨時特別給付金が支給されます。

【基本給付】

対象者

①令和2年6月分の児童扶養手当を受給する人
②公的年金（遺族年金、障害年金等）を受給していることにより、児童扶養手当が全額停止されている人

※現在児童扶養手当を申請していなくても、申請していれば全額停止されていたと推測される人も含まれます。平成30年中の収入を確認します。

③上記①②に該当しないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準となっている人。令和2年2月以降の任意の一月の収入を確認します。

給付額 1世帯5万円、第2子以降一人につき3万円加算

申請 ①交付終了 ②③申請が必要です。窓口へ直接、または郵送で申請してください。

【追加給付】

対象者

①基本給付の①②に該当する人のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した人。

給付額 1世帯5万円追加

申請 申請が必要です。窓口へ直接、または郵送で申請してください。

申請期限 令和3年2月26日㊦（必着）

必要なもの 印鑑、本人確認書類（運転免許証など）、通帳の写し。基本給付の②③は、その他提出書類が必要です。電話でお問い合わせください。

毎年11月は
児童虐待防止推進月間です

児童相談所虐待対応ダイヤル「**こ189**」へかけると、お住まいの地域の児童相談所につながります。虐待を受けていると思われる子どもがいたら、すぐにご相談ください。

問 健康福祉課 子ども家庭係
☎ 0968・86・5724

DVかもと思ったら
すぐに相談を

内閣府男女共同参画局では最寄りの相談窓口につながる「DV相談ナビ＃8008」を開始しました。配偶者やパートナーからの暴力について、ひとりで悩まずに、まずご相談ください。

問 健康福祉課 子ども家庭係
☎ 0968・86・5724

「第15回和水町文化祭」
中止のお知らせ

「第15回和水町文化祭」は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止します。

問 社会教育課 社会教育係
☎ 0968・34・3047